

## 悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び基準

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条の規定により、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域として第1号の地域を指定し、同法第4条第1項の規定により、同地域の規制基準を第2号のとおり定める。

- 1 住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域であって工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域の指定

五所川原市の区域のうち、別紙（その1）及び別紙（その2）の実線で表示した区域

- 2 事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準（許容限度）

| 特定悪臭物質の種類    | 濃度                     |
|--------------|------------------------|
| アンモニア        | 大気中における含有率が100万分の1     |
| メチルメルカプタン    | 大気中における含有率が100万分の0.002 |
| 硫化水素         | 大気中における含有率が100万分の0.02  |
| 硫化メチル        | 大気中における含有率が100万分の0.01  |
| 二硫化メチル       | 大気中における含有率が100万分の0.009 |
| トリメチルアミン     | 大気中における含有率が100万分の0.005 |
| アセトアルデヒド     | 大気中における含有率が100万分の0.05  |
| プロピオンアルデヒド   | 大気中における含有率が100万分の0.05  |
| ノルマルブチルアルデヒド | 大気中における含有率が100万分の0.009 |
| イソブチルアルデヒド   | 大気中における含有率が100万分の0.02  |
| ノルマルバレルアル    | 大気中における含有率が100万分       |

|             |                            |
|-------------|----------------------------|
| デヒド         | の 0.009                    |
| イソバレルアルデヒド  | 大気中における含有率が 100 万分の 0.003  |
| イソブタノール     | 大気中における含有率が 100 万分の 0.9    |
| 酢酸エチル       | 大気中における含有率が 100 万分の 3      |
| メチルイソブチルケトン | 大気中における含有率が 100 万分の 1      |
| トルエン        | 大気中における含有率が 100 万分の 10     |
| スチレン        | 大気中における含有率が 100 万分の 0.4    |
| キシレン        | 大気中における含有率が 100 万分の 1      |
| プロピオン酸      | 大気中における含有率が 100 万分の 0.03   |
| ノルマル酪酸      | 大気中における含有率が 100 万分の 0.001  |
| ノルマル吉草酸     | 大気中における含有率が 100 万分の 0.0009 |
| イソ吉草酸       | 大気中における含有率が 100 万分の 0.001  |

- 3 事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場の煙突その他気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準（許容限度）

特定悪臭物質（アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン及びキシレンに限る。）の種類ごとに次の式により算出された流量とする。

$$Q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

[この式において、 $q$ 、 $He$  及び  $Cm$  は、それぞれ次の値を表すものとする。

$Q$  流量（単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

$He$  補正された排出口の高さ（単位 メートル）

$Cm$  事業場の敷地の境界線の地表における規制基準として定められた値（単位 100 万分率）]

備考

1 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$$H_e = H_o + 0.65(H_m + H_t)$$

$$H_m = (0.795\sqrt{Q \cdot V} / (1 + (2.58/V)))$$

$$H_t = 2.01 \times (10)^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + (1/J) - 1)$$

$$J = 1 / \sqrt{Q \cdot V} (1460 - 296 \times (V / (T - 288))) + 1$$

[これらの式において、 $H_e$ 、 $H_o$ 、 $Q$ 、 $V$ 及び $T$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$H_e$  補正された排出口の高さ (単位 メートル)

$H_o$  排出口の実高さ (単位 メートル)

$Q$  温度15度における排出ガスの流量 (単位 立方メートル毎秒)

$V$  排出ガスの排出速度 (単位 メートル毎秒)

$T$  排出ガスの温度 (単位 絶対温度)

2 この式による規制基準は、補正された排出口の高さが5メートル未満の事業場については適用しないものとする。

4 事業場における事業活動にともなって発生する特定悪臭物質を含む水で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地外における規制基準(許容限度)

| 特定悪臭物質の種類 | 排出水量                              | 濃度                 |
|-----------|-----------------------------------|--------------------|
| メチルメルカプタン | 0.001立方メートル毎秒以下の場合                | 1リットルにつき0.03ミリグラム  |
|           | 0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合 | 1リットルにつき0.007ミリグラム |
|           | 0.1立方メートル毎秒を超える場合                 | 1リットルにつき0.002ミリグラム |
| 硫化水素      | 0.001立方メートル毎秒以下の場合                | 1リットルにつき0.1ミリグラム   |
|           | 0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合 | 1リットルにつき0.02ミリグラム  |
|           | 0.1立方メートル毎秒を超える場合                 | 1リットルにつき0.005ミリグラム |
| 硫化メチル     | 0.001立方メートル毎秒以下の場合                | 1リットルにつき0.3ミリグラム   |
|           | 0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合 | 1リットルにつき0.07ミリグラム  |
|           | 0.1立方メートル毎秒を超える場合                 | 1リットルにつき0.         |

|        |                                     |                     |
|--------|-------------------------------------|---------------------|
|        | 場合                                  | 0.1 ミリグラム           |
| 二硫化メチル | 0.001 立方メートル毎秒以下の場合                 | 1 リットルにつき 0.6 ミリグラム |
|        | 0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合 | 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム |
|        | 0.1 立方メートル毎秒を超える場合                  | 1 リットルにつき 0.3 ミリグラム |

五所川原市悪臭規制地域図（その1）



五所川原市悪臭規制地域図（その2）

